

遺伝子組換え検査について(令和6年度実施分)

遺伝子組換え食品とは、別の生物の細胞から取り出した有用な性質を持つ遺伝子を、その性質を持たせたい植物等の細胞に組み込み、新しい性質を持たせる技術を用いて開発された作物およびこれを原材料とする加工食品です。国内で流通している遺伝子組換え作物は、食品衛生法に基づく安全性審査を経ています。また遺伝子組換え表示制度は、食品表示基準に定められており、その表示方法は下記のとおりです。

「遺伝子組換え食品」の表示方法

義務表示制度

義務表示の対象農産物およびこれらを原材料とした対象加工食品について、遺伝子組換え農産物や遺伝子組換え農産物と分別管理していないものを使用している場合は、その旨を表示する必要があります

遺伝子組み換え農産物およびそれを加工食品の原材料とした場合



とうもろこし ※表示例
(遺伝子組換え)

分別生産流通管理をしていない場合
およびそれを加工食品の原材料とした場合



とうもろこし ※表示例
(遺伝子組み換え不分別)

任意表示制度

義務表示の対象農産物およびこれらを原材料とした加工食品について、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認したものを使用している場合は、その旨を表示することができます

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆およびとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



とうもろこし ※表示例
(分別生産流通管理済)

分別生産流通管理をして、遺伝子農産物の混入がないと認められる対象農産物を原材料とする場合



とうもろこし ※表示例
(遺伝子組換えでない)

令和6年度 取組結果

県内スーパー等で、任意表示のうち「遺伝子組換えでない」と表示している「とうもろこし加工品」を合計10検体購入し、遺伝子組換え農産物の混入の有無を衛生科学センターにて検査しました

食品の種類	検体数	製造地	
		輸入品 ※()内は製造国	国内製造品
菓子 	5	2 	3
その他の食品 (缶詰、紙パック等) 	5	5 	0
合計	10	7	3

※購入日
①令和6年11月1日
②令和6年12月13日

フィリピン製造の菓子1検体から、遺伝子組換え農産物の遺伝子が検出されたため、遺伝子組換えにかかる食品表示違反の疑いとして、輸入者を管轄する自治体あて情報提供を行いました